

新 監 査 第 310 号  
令和 5 年 10 月 30 日

請求人 様

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	飯 塚 孝 子
同	深 谷 成 信

#### 新潟市職員措置請求の審査結果について（通知）

令和 5 年 9 月 28 日付けで提出のありました標記の請求については、地方自治法（以下「自治法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしておらず、却下することと決定しましたので通知します。

#### 記

### 第 1 請求の内容

#### 1 請求の提出日

令和 5 年 9 月 28 日

#### 2 請求の要旨

措置請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証明する書面から、請求の要旨を次のように理解しました。

#### （1）主張事実

請求人が令和 5 年 5 月 15 日付けで請求した情報公開請求（以下「本件情報公開請求」という。）に対して、広聴相談課長は、令和 5 年 6 月 1 日付け新広聴第 94 号の 3「一部公開決定通知書」に新潟市情報公開条例第 9 条第 3 項、同条例施行規則第 3 条第 2 項の定めにより「写しの窓口における交付」と記載しなければならないのにこれを怠り、「（ご来庁時、市政情報室の有料のコピー機をご案内します。）」と追記し、請求人に送付した。同年 6 月 8 日、請求人は交付を受ける際、広聴相談課の職員に対し、「『出納員及び分任出納員がいない担当課において写し

を交付する場合は、財務会計システムにより納入通知書を作成し、開示請求者に渡し、納入の確認後、写しを開示請求者に交付するものとする』と定められており、これ以外の手続は認められていない。他の課は、窓口で納入通知書の作成及び再発行、金額の変更等をその場で行っている。今回の手続も他の課と同様に、納入通知書兼領収証書を作成してください。隣の第四北越銀行市役所出張所に行き、150円を納付するので、その領収証書で確認し交付してください。」と申し入れたが、広聴相談課の職員は、納入通知書の発行はしないと拒否し、その場を立ち去った。

新潟市の財務会計上、「出納員及び分任出納員がいない担当課において写しを交付する場合は、財務会計システムにより納入通知書を作成し、開示請求者に渡し、納入の確認後、写しを開示請求者に交付するものとする」に従わなければならないのに、広聴相談課の職員は「納入通知書を作成し、開示請求者に渡し、納入確認後、写しを開示請求者に交付する」のいずれの行為も怠った。

広聴相談課の職員は、本件情報公開請求に係る行政文書の写しの作成に要する費用（以下「本件費用」という。）を徴収しなければならないのにこれを怠り、徴収せずにその場を立ち去った。その結果、新潟市に本件費用150円の損害が生じた。

## (2) 措置請求

情報公開請求に対して行政文書の写しの窓口における交付を行う場合は、当該情報公開請求に係る写しの作成に要する費用を徴収することを求める。

## 第2 監査委員の判断

本件請求について審査した結果、次のように判断しました。

### 1 住民監査請求の対象について

#### (1) 本市に損害を与えているかどうかについて

住民監査請求は、自治法第242条第1項において、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる定められている。また、住民監査請求の対象となる行為等については、平成6年9月8日最高裁判決において「監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならない」

と判示していることから、たとえ普通地方公共団体の職員等の行為等に違法又は不当な事由があったとしても、当該普通地方公共団体に損害を与えていなければ対象にはならないとされている。

これを本件についてみると、請求人は、広聴相談課の職員が本件情報公開請求に係る行政文書の写しを交付するにあたり、総務課市政情報室の有料コピー機（以下「本件有料コピー機」という。）を案内したことが、本件費用の徴収を怠り、本市に損害を与えた旨を主張している。しかし、たとえ広聴相談課の職員が本件費用を直接徴収しなかったとしても、本件有料コピー機を案内し、請求人が本件費用と同額のコピー代を納入していれば、当該コピー代は総務課が徴収した本市の収入となることから、本市に損害を与えたとはいえず、本件請求は住民監査請求の対象にはならないこととなる。

## （２）事実を証する書面について

本件請求において、請求人は、自治法第 242 条第 1 項に規定する事実を証する書面として、本件情報公開請求にあたり、広聴相談課が市長名で請求人に通知した一部公開決定通知書の写し（以下「本件書面」という。）を添付している。本件書面には、広聴相談課の職員が請求人に本件情報公開請求に係る行政文書の写しを交付する際に、本件有料コピー機を案内する旨が記載されていることから、請求人は、広聴相談課の職員が本件費用の徴収を怠ったことを証するために本件書面を添付したものと解される。

しかし、前述のとおり住民監査請求の対象となる行為等については、たとえ普通地方公共団体の職員等の行為等に違法又は不当な事由があったとしても、当該普通地方公共団体に損害を与えていなければ対象にはならないとされている。また、住民監査請求における事実を証する書面については、平成 21 年 6 月 30 日大阪高裁判決において「監査請求書には、事実を証する書面を添付しなければならないとされており（法第 242 条第 1 項）、その趣旨は、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで住民監査請求がされる弊害や住民監査請求が乱発される弊害を防止することにある」と判示している。

これらのことから、請求人は、本件請求において本市に損害を与えたと主張するのであれば、広聴相談課だけではなく他の部署も含めて、本市が本件費用又はそれと同額のコピー代の徴収を怠ったことを客観的に証する書面を添付しなければならないと、本件請求において広聴相談課の職員が本件費用の徴収を怠ったことを証するために請求人が添付した本件書面は、本市が本件費用又はそれと同額のコピー代の徴収を怠ったことにより、本市に損害を与えたことを証する書面として認めることはできない。

よって、本件請求は不適法な住民監査請求であるといわざるを得ない。

## 2 結論

以上のことから、本件請求は自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象とされるべき要件を満たしているものとは認められない。